

市事業等におけるプラスチックごみ削減方針

1 必要性の低いワンウェイプラスチックの削減

- (1) マイボトル、マイバッグの推進
 - ア 給水スポットのホームページ掲載
 - イ 民間事業者と連携したウォーターサーバーの設置
 - ウ 自動販売機でのペットボトル販売削減
 - エ マイバッグの作成・配布等
- (2) リユース食器、紙容器の推進
 - ア イベント等でのリユース食器の貸出・利用
 - イ イベント等での紙容器の利用
- (3) 会議における個別ペットボトル提供の禁止

2 プラスチック製品を使用する場合の配慮

- (1) バイオプラスチックや再生プラスチック製品の使用推進
 - ア 備品等購入時における環境配慮型製品の購入
 - イ イベント等での「食べられる食器」や「生分解性食器」の導入検討
 - ウ バイオプラスチック製ごみ袋の導入検討
- (2) 繰り返し使用できるプラスチック製品の利用推進
 - ア イベント等でのリユース食器の貸出・利用

3 発生したプラスチックごみの適正排出、適正処理

- (1) 民間事業者と連携したペットボトル回収及び資源化の推進
- (2) 資源化が容易となるような排出時における分別の徹底
- (3) プラスチックごみ処理時における資源化可能な処理方法の検討

4 職員個々におけるプラスチックごみ削減への取組推進

- (1) 意識向上を図るためのeラーニング研修の実施
- (2) マイボトル、マイバッグの利用推進

本方針は2021年（令和3年）2月15日から施行する。

※本方針のうち、リユース食器の貸出・利用については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現状での実施が困難なため、同感染症が終息したと判断できる状況になるまで、見合わせます。

※市事業とは地域関連団体が実施する事業も含まれます。